

陳情の審議結果と各会派の賛否

(○：賛成、×：反対、退：退席)

件名	自民 10人	未来 7人	公明 5人	共産 4人	立憲 4人	維新 2人	無(50音順) 各1人			議決 結果	
拉致問題啓蒙に関する陳情	○	○	退	○	退	○	○	○	○	○	採択
北方領土及び竹島の領土の啓蒙に関する陳情	○	○	○	○	退	○	○	○	○	○	
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について延期も含め慎重に検討することを求める意見書」を政府に提出することを要する陳情	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	不採択
固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
都内他区に設置されている民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
目黒区立小学校校庭及び区立公園等の人工芝化抑制と調査を求める陳情	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	不採択
学童保育の一支援単位70人の是正に関する陳情	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	不採択
目黒区民センター建て替えによるテニスコートに関する陳情	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
目黒区美術館の取り壊しに関する陳情	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	不採択

【会派の略称】 自民：自由民主党目黒区議団・区民の会 未来：めぐろの未来をつくる会 公明：公明党目黒区議団 共産：日本共産党目黒区議団 立憲：目黒区議会立憲民主党 維新：日本維新の会目黒区議団 各会派の構成議員は、区ウェブサイト(ホームページ)の「区議会の構成と議員名簿」をご覧ください。

撤回承認した陳情

- 目黒区民センター建て替えによるテニスコート現状維持(2面)の件に関する陳情
- 目黒区として加齢性の難聴をもつ者に対して補聴器購入助成制度の早期実施を求める陳情

継続審査とした陳情

- 健康保険証の存続を求める陳情
- 加齢性の難聴をもつ者に対して目黒区としての補聴器購入助成制度の早期実施を求める陳情
- 現行の健康保険証の存続を求める陳情
- 保育士の配置基準の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情
- 父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める陳情
- 東京都中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の結果を都立高校入試に利用しないことを都教育委員会に求める意見書に関する陳情

議員写真展を開催します

今年のテーマは、「New」。第4回定例会の開催期間に合わせ、作品を展示します。お気軽にお立ち寄りください。

日時 11月21日(火)～12月6日(水)10:00～16:00
(初日は12:30から、最終日は15:00まで。土・日曜日、祝日を除く。)

会場 総合庁舎本館5階 第1会議室 **主催** 目黒区議会議員芸術文化会



▲昨年の作品

〈問い合わせ〉区議会事務局庶務係 ☎03-5722-9413

議員勉強会を開催しました

テーマ チャットGPT
講師 日本マイクロソフト株式会社常務 佐藤 亮太 氏

7月26日に、勉強会を開催しました。講師から、使用者が対話形式でAIに指示を出し、資料を自動作成する仕組みなど、映像とともに説明がありました。



▲勉強会の様子(議場)

令和5年第4回定例会の予定

会期：11/21～12/6

日	月	火	水	木	金	土
◎：委員会 ㊟：特別委員会 議会中継 ：本会議は区ウェブサイト(ホームページ)で中継		11/21 議会運営◎ 本会議 (一般質問) 議会中継	11/22 本会議 (一般質問) 議会中継	11/23 勤労感謝の日	11/24 議会運営◎ 本会議 (議案付託) 議会中継	11/25
11/26	11/27 企画総務◎ 生活福祉◎ 都市環境◎ 文教・子ども◎ (議案審査)	11/28 企画総務◎ 生活福祉◎ 都市環境◎ 文教・子ども◎ (陳情審査)	11/29 区政再構築等調査㊟	11/30	12/1	12/2
12/3	12/4	12/5	12/6 議会運営◎ 本会議 (議案議決) 議会中継	●録画映像は中継終了後5日程度(土・日曜日・祝・休日を除く)から1年間ご覧いただけます。 ●開会予定時間：本会議は午後1時、委員会は午前10時。最新の情報は区ウェブサイト(ホームページ)で確認できます。		

請願・陳情の受付

請願・陳情とは、皆さんが区政に関する事柄等を、直接区議会に要望できる制度です。請願は、議員の紹介が必要です。議員の紹介がない要望等は陳情となりますが、目黒区議会は、原則として請願と陳情を同様に扱います。

◆受付方法
常時受付をしていますが、各定例会で審査を行うため、定例会ごとに締切日を設けています。陳情書は、直接持参してください。郵送によるものは原則として審査を行いません。

◆令和5年第4回定例会で審査を希望する場合の提出期限 11月10日(金)正午

〈問い合わせ〉
区議会事務局議事・調査係 ☎03-5722-9414

意見書を提出しました

区民の生活に関わる問題でも国や都の仕事であるため、区では解決できないことがあります。このような場合に、区議会の意思を意見書にして関係機関に提出し、解決を求めています。第3回定例会では、4件の意見書を提出しました。

グローバル・スタートアップ・キャンパスの整備へ向けた意見書

政府においては、我が国のイノベーション創出を強化していく観点から、海外大学とも連携しつつ、ディープテック分野に特化した研究機能とスタートアップ・インキュベーション機能を兼ね備えた「グローバル・スタートアップ・キャンパス」の整備について検討を進めているところである。この研究イノベーション拠点については、目黒区と渋谷区に所在する国有地(防衛装備庁艦艇装備研究所に隣接する防衛研究所等跡地及び公安調査庁研修所跡地)への整備が予定されている。目黒区の地において、世界中から研究者を集め、スタートアップが生まれやすい施設が整備されることになり、研究開発環境の整備や起業に向けた支援など、世界のスタートアップの起点になることが大いに期待される。今回の「グローバル・スタートアップ・キャンパス」の整備は、更なるまちの活性化実現の大きなチャンスであり、目黒区議会は国に対し、次のことを要望する。

- 敷地内の通行環境の整備
多くの機関と連携し世界へつながっていく拠点に相応しく、広く開かれた施設とする必要がある。地域住民の生活環境の向上のみならず、施設関係者の利便性も大きく高めるために、目黒区及び渋谷区の両区から通行可能な一般に開放された通路の整備をすること。
- 地域のグローバル化を促す運営
拠点を長期的に発展させていくためには、周辺的生活圏全体をグローバル化していくことが必要である。公開講座など拠点での活動や意義を地域にも共有するなど、地域住民が身近に感じることのできる工夫を凝らした運営を行うことで、積極的に地域とつながり、地域のグローバル化が促進される拠点とすること。
- 地域資源の活用と連携
目黒区には優れた大学や企業が存在し、これらの地域資源を積極的に活用することで、教育・研究の質の向上やイノベーションの推進が可能となる。区内の大学や企業との連携を強化し、グローバル・スタートアップ・キャンパスの活動においても積極的参画を促すこと。
- 目黒区民の利益を追求した建設計画と運営
地域住民が誇れ、地域経済の活性化に貢献する施設を目指し、建設計画や運営において、地域のニーズ及び利益に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年9月29日
目黒区議会議長 おのせ 康裕

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣 宛て

墓地、埋葬等に関する法律において、火葬場における火葬料金を届け出制とする法整備の推進を求める意見書

現在、特別区内には、公営2か所、民営7か所の火葬場があります。他の自治体においては公営の火葬場が多いのに対し、特別区内では歴史的に公営の火葬場が少なく、民間企業の火葬場が大半を占めています。このため、特別区内では火葬料金の価格設定が民間企業の裁量となり、公営火葬場や他の自治体の火葬場と比較すると、非常に高額な料金となっています。火葬場は、国民生活にとって必要不可欠なものであり、公共的な施設です。したがって、自治体や経営主体の違いで料金格差が大きくなりすぎるのは問題であり、民間企業の火葬場を利用する国民にとって、大きな負担となります。墓地、埋葬等に関する法律は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的」(同法第1条)としています。目黒区議会は、国会及び政府に対し、墓地、埋葬等に関する法律において、火葬場における火葬料金を届け出制とし、公益目的に則って適正な経営が行われるための法整備を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年9月29日
目黒区議会議長 おのせ 康裕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

令和5年8月に内閣府が公表した月例経済報告における景気の基調判断によると、我が国の「景気は、緩やかに回復して」おり、「企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。」と報告がされている。一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがリスクとなり、物価上昇や、金融資本市場の変動等の影響を受けて、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている。このような厳しい状況下で、東京都独自の施策として定着している「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」及び「商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、小規模事業者にとって事業の継続や経営の安定化への大きな支えとなっている。これらの軽減措置が廃止されると、区内小規模事業者の経営や区民生活は更に厳しいものになり、地域経済の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすものになりかねない。よって、目黒区議会は、東京都に対し、下記の事項を令和6年度以降も継続するよう強く要望する。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日
目黒区議会議長 おのせ 康裕

東京都知事 宛て

都内の民営火葬場の火葬料金の適正化を推進するよう求める意見書

現在、特別区内には、公営2か所、民営7か所の火葬場があります。他の自治体においては公営の火葬場が多いのに対し、特別区内では歴史的に公営の火葬場が少なく、民間企業の火葬場が大半を占めています。このため、特別区内では、火葬料金の価格設定が民間企業の裁量となり、公営火葬場や他の自治体の火葬場と比較すると、非常に高額な料金となっています。火葬場は、都民生活にとって必要不可欠なものであり、公共的な施設です。したがって、自治体や経営主体の違いで料金格差が大きくなりすぎるのは問題であり、民間企業の火葬場を利用する都民にとって、大きな負担となります。墓地、埋葬等に関する法律は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的」(同法第1条)としています。目黒区議会は、東京都に対し、都内の民営火葬場においては、公益目的に則って適正な経営が行われるよう、火葬料金に上限額を設置するなど、適正化を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年9月29日
目黒区議会議長 おのせ 康裕

東京都知事 宛て